

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について、
これまで別添のとおり、累次にわたり、通知を发出してきたところです。

再度、通知をご確認の上、新型コロナウイルス感染症の発生に起因した納税
相談を受けた場合は、徴収猶予の適用を検討し、迅速かつ柔軟に対応するよう
お願いします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

【添付書類】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（令和
2 年 3 月 18 日付け総税企第 45 号総務省自治税務局長通知）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度の周知
について」（令和 2 年 3 月 18 日付け総税企第 47 号総務省自治税務局企画課長通知）
- ・ 「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（令和 2 年 4 月 1 日付け
総税企 51 号総務大臣通知）

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、沼田事務官

電 話：03-5253-5658

F A X：03-5253-5659